

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

令和2年度末の組合員資格喪失に係る異動報告関係事務について (通知)

公立学校共済組合鹿児島支部の組合員が退職または転出した際には、所属所を通じて異動報告関係事務が発生しますので、下記事項に十分留意の上、適正に処理してください。

また、令和2年度末は臨時的任用職員の退職等も該当者が多く見込まれますので、手続に遺漏がないようお願いします。

なお、組合員資格の喪失後、組合員証等を使用して診療等を受けた場合は、共済組合が負担した医療費全額を組合員に返納させることになるので、資格喪失後は組合員証等を使用することがないよう周知徹底してください。

記

1 組合員の資格喪失等の異動報告関係事務

(1) 組合員の資格喪失等の異動報告

次の者について、別紙1の「事務手続一覧」により処理してください。

なお、以下の「ア 退職者」については、任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合に、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、組合員資格も引き続くものとして取り扱うこととなるため、原則として資格喪失等の異動報告関係事務の手続は必要ありません。

ア 退職者 (再任用制度によるフルタイム勤務職員及び臨時的任用職員等の退職を含む。)

イ 他の公務員共済組合 (国家公務員共済組合・市町村職員共済組合・地方職員共済組合等) への転出者

ウ 公立学校共済組合の他支部への転出者

(2) 臨時的任用職員から引き続き正規職員に採用される場合

本県で令和3年3月31日まで臨時的任用職員であった方が、引き続き本県で令和3年4月1日から正規職員に採用される場合は、組合員証等に係る番号変更の手続 (※) が必要となります。(正規職員や再任用制度によるフルタイム勤務職員から引き続き臨時的任用職員に採用される場合も同様です。)

また、本県で令和3年3月31日まで臨時的任用職員であった方が、他県で令和3年4月1日から教職員に採用される場合は、前記「ウ 公立学校共済組合の他支部への転出者」の手続が、また、知事部局や各市区町村役場、国家公務員として採用される場合等は、他の公務員共済組合への転出となりますので、前記「イ 他の公務員共済組合への転出者」の手続が必要となります。

※ 番号変更の際は、新所属所を通して報告書を提出してください。手続については3月上旬の組合員の資格取得に係る通知で改めて通知します。

【裏面へ続く】

2 組合員証等の返納に係る留意事項

「ア 退職者」及び「イ 他の公務員共済組合への転出者」については、組合員資格喪失者へ交付されているすべての組合員証等を、組合員異動報告書〔整理番号3〕に添付の上、速やかに返納してください(返納すべき証を紛失したときは返納すべき証に代えて、組合員証等滅失届〔整理番号3-2〕を添付してください)。

なお、「ウ 公立学校共済組合の他支部への転出者」については、組合員証等を転出先の支部へ提出してください。

※ 組合員証等とは組合員証、組合員被扶養者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受領証をいいます。

※ 退職後、当共済組合の任意継続組合員制度へ加入する者についても必ず退職時の所属所へ組合員証等を返納してください。(任意継続組合員証等については加入手続完了後、新たに当支部から任意継続組合員あて直接交付されます。任意継続組合員制度の加入手続等は、令和3年1月20日付け公共鹿第1190号「任意継続組合員制度の加入手続等について(通知)」を参照してください。)

※ 「イ 他の公務員共済組合への転出者」については、他の公務員共済組合での資格取得手続の際に、組合員証等の写しが必要な場合があることからコピーを取った上で組合員証等を所属所へ返納してください。

3 組合員資格喪失時の長期給付(年金)関係の手続

1月以上の組合員期間がある組合員が資格喪失した場合には、長期給付(年金)関係の手続が必要となりますが、退職者の老齢厚生年金の受給権の有無等により手続内容が異なります。詳細については、令和3年1月20日付け公共鹿第1200号「令和2年度末の組合員資格喪失に係る長期給付(年金)関係の手続等について(通知)」を参照してください。

4 退職後の国民年金への加入

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は国民年金への加入義務があります。組合員が退職した際に60歳未満である場合、または組合員が退職した際に被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)が60歳未満の場合は、別紙1の「退職後の国民年金への加入」を参考に加入手続を行ってください。

5 資格喪失証明書の交付

国民健康保険や被扶養者認定、国民年金等への加入手続のために「資格喪失証明書」が必要な場合は、組合員異動報告書〔整理番号3〕等の提出と併せて交付が必要な旨を申し出てください。

また、年度末・年度当初は事務がふくそうすることから、別添「資格喪失証明書交付申出書」を活用していただきますようお願いいたします。(組合員異動報告書〔整理番号3〕等の提出後に「資格喪失証明書」が必要となった場合は、お電話等により申し出ていただいても構いません。)

※ 「資格喪失証明書」は所属所からの組合員異動報告書〔整理番号3〕等の提出が確認された後、資格喪失者への交付が可能となります。

6 その他

よくあるお問い合わせについては別紙2のとおりまとめていますので事務手続の際の参考にしてください。

問合せ及び連絡先

資格得喪担当 年金給付係 電話 099-286-5220

任意継続担当 福利係 電話 099-286-5217

※ 県立学校における本文書の文書管理表上の分類記号：
「B-7-2(共済組合)」